

罹災証明書の交付に関する要綱

平成21年 3月17日決裁

改正 令和 2年11月16日決裁

改正 令和 5年10月26日決裁

改正 令和 7年 2月 4日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害その他の災害（火災を除く。以下単に「災害」という。）によって被害を受けた住家について実施する罹災証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用している状態をいう。）のために使用している建物をいう。
- (2) 罹災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (3) 自己判定方式 災害による住家の被害の程度が住家全体の10パーセント未満であるときに、写真等により被害状況を判定する方式をいう。

(証明の範囲)

第3条 市長は、別に定めるところにより実施する住家等への実地調査又は自己判定方式による審査に基づき作成した被災者台帳に記載された範囲で、住家の被害状況を証明するものとする。

(申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 本人確認書類の写し
 - (2) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
 - (3) 被害状況を確認できる写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該住家の所有関係、居住実態等を確認するために必要な書類
- 2 前項各号の書類（自己判定方式による審査にあつては、第1号及び第2号に限る。）は、やむを得ないときは、添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定による申請は、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、被害の程度を確認し、当該申請をした者に対し、罹災証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(再調査の申請)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書に記載された被害の程度について異議があるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、住家被害再調査申請書（様式第3号）に罹災証明書を添えて行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、被害の程度を再び確認し、当該申請をした者に対し、罹災証明書を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 2月 4日から施行する。

罹災証明書交付申請書

（あて先）岐阜市長 年 月 日

申請者 （世帯主）	住 所
	電話番号
	（現在の連絡先）
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
被災住家の ☐ 居住者 ☐ 所有者 （該当するもの全てにレ点）	

窓口に 来られた方※ （申請者と 同じ場合は 記入不要）	住 所
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
申請者との関係	

※代理の場合は、委任状が必要です。申請者（世帯主）と同一世帯の方は、委任状を省略できます。

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ 所在地	（申請者住所と同じ場合は記入不要）
--------------	-------------------

※住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家の被害	
-------	--

被災住家の 世帯構成員 【居住者の方 のみ記入】	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
		世帯主				

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

情報利用の 確認 【所有者の方 のみ記入】	☐ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された罹災建物に関する情報を利用することに同意します。
--------------------------------	---

罹災証明書 の送付先	☐ 申請者住所
	☐ その他（住所： ）

自己判定方式 （写真による 判定）※	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない
--------------------------	---

※自己判定方式による被害の程度の判定は、「住家の被害の程度が一部の損壊」（住家全体に対する損害割合が10%未満）に限られます。
※自己判定方式による審査は、実地調査を行わず、この申請において添付していただいた写真等により判定を行います。

罹 災 証 明 書

岐阜市証明 第 号
年 月 日

世帯主住所							
世帯主氏名							
追加記載事項①	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢	

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岐阜市長

住家被害再調査申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

以下のとおり住家被害の再調査を申請します。

申 請 者	住 所
	氏 名
	連絡先 () —
再調査を 申請する理由	
罹災証明書の 証明書番号	岐阜市証明 第 号

※ この申請書を提出の際は、お持ちの全ての罹災証明書を添付してください。